

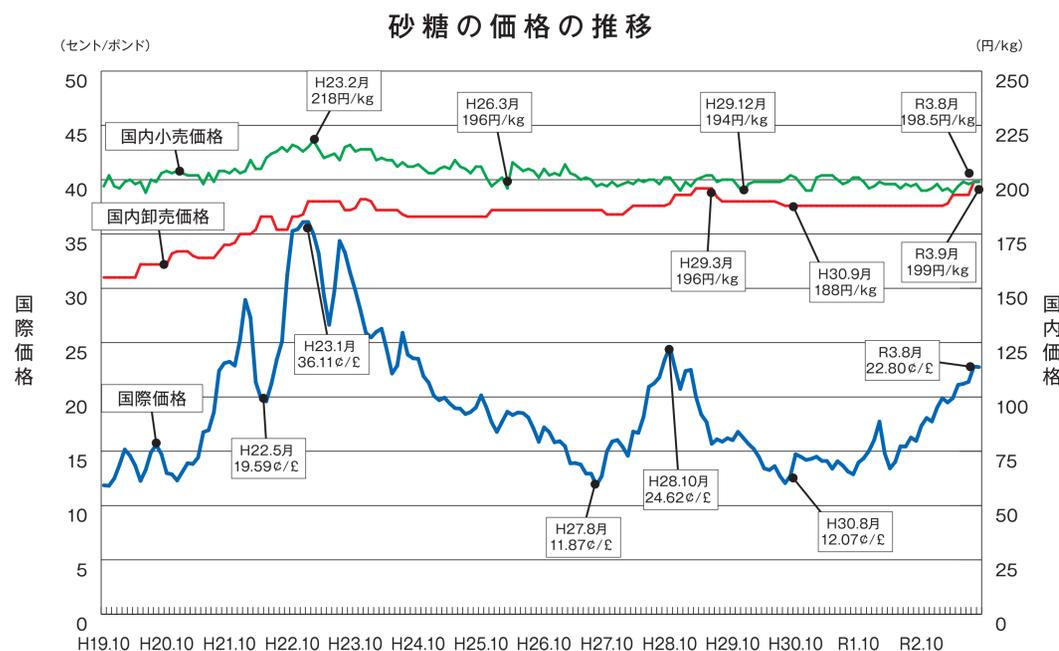
価格調整制度による消費者への影響の緩和

- 調整金は最終的には消費者の負担する砂糖等の製品価格の中から精製企業などが負担しています。
- この制度により、国際価格の乱高下による国内の消費者向け価格への影響が緩和されるといえる効果もあります。



国際価格の乱高下を緩和する状況

- 最近の例でみると、平成30年8月に国際価格は12.07セント/ポンド(30円/kg)だったものが、その後、令和3年8月には22.80セント/ポンド(56円/kg)と高騰しました。
- この高騰に対応し、国内価格は、平成30年9月に小売価格188円/kg、令和3年9月には199円/kgに上昇しています。
- 砂糖の価格調整制度の効果もあり、国際価格では26円/kgですが、国内価格では11円/kgに緩和されています。

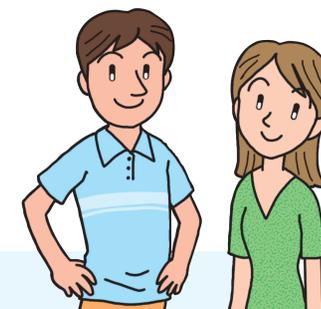
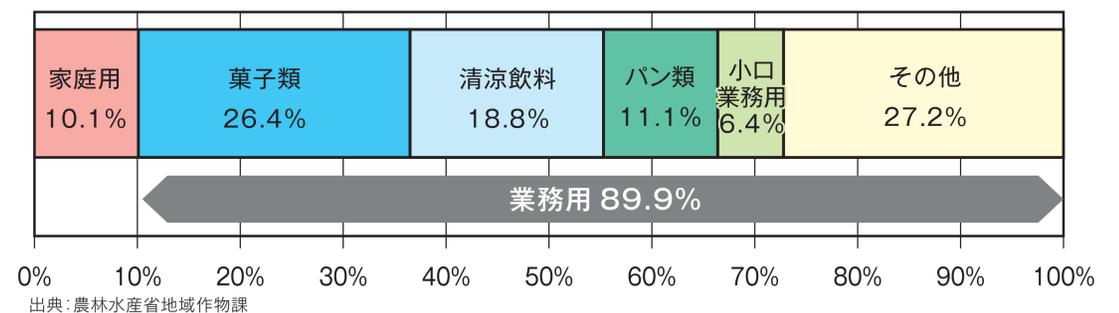


(注1) 国際価格は、H23.6まではNY取引所公表、H25.1までは東京穀物商品取引所調査、R2.3までは東京商品取引所調査、R2.4以降は、大阪島取引所調査の粗糖現物価格の月平均額である。
 (注2) 国内卸売価格は、日本経済新聞の市中相場(東京、上白糖、大袋30kg)の月平均価格(消費税抜き)である。
 (注3) 国内小売価格は総務省統計局発表の東京都区部の小売価格(上白糖、1kg、消費税込み)ただし、H9年3月以前は3%、H9年4月からH26年3月までは5%、H26年4月以降は8%である。
 (注4) 1セント=0.01ドル、1ポンド=約0.45kg

みんなで支え合う価格調整制度

- 国際価格の高騰や調整金は、その一部は精製糖企業や、菓子、清涼飲料等の加工段階での製造コストを抑える等の企業努力によって緩和されています。
- また、調整金制度の仕組みにより、国際価格が上昇すると徴収する調整金単価が下がり、その結果、国内価格への影響が緩和されることとなります。
- しかし、残りの部分は最終的には小売価格に転嫁され消費者が負担することとなるため、将来にわたり調整金の収入を安定的に確保しながら鹿児島県南西諸島や沖縄県のさとうきび生産者や北海道のてん菜生産者、国産糖製造事業者を支援していくためには、砂糖の購入・消費を通じて調整金を負担していただく消費者の理解と協力なしにはできません。

砂糖の用途別消費量(令和2年度)



- 砂糖の消費量のうち、家庭での消費量が10.1%、それ以外は業務用となっています。
- 業務用の中では、消費量第1位が菓子類(26.4%)、第2位が清涼飲料(18.8%)、第3位がパン類(11.1%)となっています。